



喫煙、飲酒 Q & A

Q1

たばこの健康影響には
どんなものがありますか？

A

喫煙関連三大疾患であるがん、虚血性心疾患(狭心症・心筋梗塞など)、慢性閉塞性肺疾患(肺気腫など)になりやすいことが知られています
また、それ以外にも様々な健康影響が知られています。これは、たばこの煙の中に4,000種類以上の化学物質が含まれ、そのうち200種類以上が有害物質だからです。成長の途中にある未成年者にとって喫煙は特に害が大きいので法律で禁止して未成年者を守っています。

Q2

たばこを吸うと、
運動を持続する力が
なくなると聞きましたが...？

A

運動を持続する力、学習能率も低下します
たばこを吸うと脳の働きや皮膚、胃の血液の流れが変化したり、心臓の負担が大きくなったりします。そのため、長く運動し続ける力がなくなると、体力も衰え、せきやたんが出たり、息切れしやすくなります。

Q3

たばこには依存性があると
聞きましたが...？

A

はい、あります
たばこのニコチンに依存性(強い習慣性)があります。たばこを吸いたいと思ったとき、それを抑えることができなくなってしまいます。これが、ニコチン依存症です。喫煙を続けていると、たばこがないとイライラするなどの不快な症状が現われ、なかなかやめられなくなってしまいます。最近はやめられない人のために、医療機関で禁煙指導が提供されています。

Q4

アルコールの健康影響には
どんなものがありますか？

A

アルコールの健康影響は脳だけでなく、肝臓や性腺など様々な臓器に影響を与えることが知られています
特に未成年からの飲酒は健康影響が大きいことが知られています。また、大量飲酒により意識がなくなって死亡することもあります。このため法律で禁止して未成年者を守っているのです。

Q5

アルコールは
学習能力や注意力に
悪い影響がありますか？

A

アルコールを飲むと学習能力、特に記憶力が大きく低下します
また、学習能力だけでなく、正常な感覚を麻痺させるので、注意力やスピード感覚が低下して交通事故につながる危険な運転をするようになります。

Q6

アルコールも飲む習慣が
できてしまうと
やめられないと聞きましたが...？

A

はい、アルコールにも依存性(強い習慣性)があるからです
アルコールをたくさん飲む習慣ができてしまうと、アルコールなしでは生活できないようなアルコール依存症になります。若い時からアルコールを飲み始めた人ほどアルコール依存症になりやすいことが分かっています。アルコール依存症になると自分自身が苦しいだけでなく、家族やまわりの人たちにも苦しみや悲しみを与えます。

下記ホームページも参考にしてください

公益財団法人 日本学校保健会
<http://www.hokenkai.or.jp/3/3-5/3-5-frame.html>

薬物乱用防止教育等推進事業

前年度予算額：21,540千円
27年度概算要求額：22,144千円

薬物乱用防止教育や飲酒教育等が重要な課題

- ・ 昨今、危険ドラッグを使用した者による交通事故が相次いで発生するなか、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上する上で、引き続き学校における薬物乱用防止教育の役割は重要である。
- ・ 平成25年8月に策定された第四次薬物乱用防止五か年戦略や平成26年8月に決定された危険ドラッグの乱用の根絶のための緊急対策等を踏まえて、危険ドラッグの危険性についての啓発の強化が必要。
- ・ 平成25年12月に成立した「アルコール健康障害対策基本法（平成26年6月施行）」を踏まえて、未成年に対する飲酒教育も引き続き啓発していく必要がある。

学校における薬物乱用防止教育等の充実を図るため、①薬物乱用防止教室の指導者になる者を対象とした講習会、②教職員等を対象としたシンポジウム、③大学生等啓発用リーフレットの作成を実施

①講習会 (47都道府県)



②シンポジウム



③大学生等啓発用 リーフレット



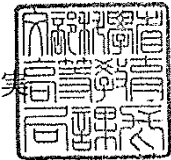
学校における薬物乱用防止教育等の充実

26 高学留第35号
平成26年9月8日

各国公私立大学学生支援担当課長（相当職）
各公私立短期大学学生支援担当課長（相当職） 殿
各国公私立高等専門学校学生支援担当課長（相当職）

文部科学省高等教育局学生・留学生課長

渡辺正典



(印影印刷)

学生の飲酒と事故の防止に係る啓発及び指導の徹底について（依頼）

各大学等におかれましては、日頃より教育や学生生活に関し、学生に対する指導、助言などに御尽力いただいていることと存じます。

学生の飲酒については、平成26年3月10日付け25高学留第65号にて、飲酒事故の防止に係る啓発及び指導に努めていただくよう依頼しているところですが、未成年の飲酒や過度の飲酒に起因する事故やトラブルは本年度に入っても、後を絶たない状況が続いています。

それらの事故等の中には、急性アルコール中毒が疑われる者への適切な処置や対応が取られなかったため、死に至ったと思われるものもあり、学生等の飲酒事故防止のための知識や理解の促進が極めて重要となっています。

事故等の内容次第では、関係する学生が在籍する大学等や、当該大学等の教職員、他の学生の名誉や評判を傷つけることになり、様々な形で悪影響を及ぼすことにつながりかねません。

各大学等におかれましては、これまでも学生の指導に取り組んでいただいていることと承知しておりますが、

- ・クラブ・サークル活動等の課外活動の行事等が多く開催される夏季休暇・冬季休暇の前
- ・学園祭の開催時期
- ・卒業生の祝賀会や新入生の歓迎会が多く開催される年度末・年度当初等の時期

に、ガイダンスの実施、メール、ホームページでの情報提供やポスター、配布物での周知を行う等、クラブ・サークル活動の代表者や個々の学生に対する飲酒事故の防止に係る啓発及び指導の徹底に努めていただくようお願いします。

また、アルコール健康障害対策基本法（平成25年法律第109号）が平成26年6月1日に施行され、「アルコール健康障害」とは、未成年者の飲酒、アルコール依存症その他の多量の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいうこととされました。本法律では、国等はアルコール健康障害対策を総合的かつ計画的に推進することとしており、各大学等におかれては、これらの観点からの啓発及び指導も併せてお願いします。

なお、内閣府及び厚生労働省が下記の通りHPを開設しておりますので、啓発及び指導にあたっては、御参考にしてください。

- ・内閣府（「アルコール健康障害対策」のHP（6月2日開設、順次更新予定））
<http://www8.cao.go.jp/alcohol/index.html>
- ・厚生労働省（「e-ヘルスネット」）
<http://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/alcohol>

【本件担当】

文部科学省高等教育局学生・留学生課厚生係
TEL：03-5253-4111（内線：2519）